

平成十九年七月五日
参議院内閣委員会

障害を理由とする差別を禁止する法制度の整備の促進を求める決議

少子高齢化や経済のグローバル化など社会経済の大きな変化に直面する中で、二十一世紀を活力に満ち、国民一人一人にとって生きがいのある安全で安心な社会としていくためには、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が重要である。

政府においては、近時、平成十六年の障害者基本法の改正を一つの契機として、雇用、福祉・医療、バリアフリーのまちづくり、教育等の各分野において重要な制度改革を相次いで行うなど、障害者が住み慣れた地域において自立した生活を送り、社会のあらゆる活動に参加・参画できることを支援・促進するための各種施策を推進してきている。

しかしながら、障害者やその家族を取り巻く社会経済状況には依然として厳しいものがあり、障害者が地域社会で普通に暮らすことに大きな困難を感じる状況や、障害児とともに暮らす親が、自らが亡き後のわが子の行く末を案ずるという状況が引き続き存在する。

こうした中、昨年十二月十三日、国連総会本会議において、障害を理由とするあらゆる差別をなくし、障害者の権利と尊厳を保護・促進することを目的とした包括的・総合的な国際条約である「障害者権利条約」が採択されたところである。

同条約では、法の下での平等、アクセシビリティ、教育、健康、雇用等の広範な分野について障害者の権利が規定されるとともに、障害を理由とするあらゆる差別をなくすことが求められている。

障害を理由とする差別の禁止については、わが国では、平成十六年の障害者基本法の改正において、初めて明示されたところであるが、同法の改正時には、本委員会において、「国連における障害者権利条約の制定等の動向を踏まえ、制度整備の必要性について検討を行うこと」とする附帯決議を付している。

条約の早期締結に向け、わが国の障害者に関する制度全般について必要な見直しを行うことは喫緊の課題であり、その際には、障害者差別の禁止に関する法制度の在り方について、早急に検討を行うことを強く政府に要請する。

右決議する。